

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年八月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年十月一日とする。

財務大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山 洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年八月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百十一号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに労働者派遣事業の適

正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三十五条の第三項及び第四十条の第二項第一号並びに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令
第一条中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第八条の表第十二条第二項第二号の項中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条を第九条とする。

第七条第二項の表第十八条第一項の項中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項の表第五条第二項の項及び同条第二項の表第三十一条第二項の項中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条を第七条とする。

第五条中、「第二十六条第一項第二号」を、「第二十三条の二」に改め、同条の表第三十二条の四の二の項中、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条を第六条とする。

第四条中、「次のとおり」を、「前条第一項各号に掲げる業務及び次に掲げる業務」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号から第十三号までを削り、第十四号を第三号とし、第十五号を第四号とし、同条第十六号中「建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務」を削り、「第十四号」を、「第三号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第十七号から第二十号までを削り、第二十一号を第六号とし、第二十二号を第七号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第八号とし、第二十五号を削り、第二十六号を第九号とし、同条に次の一号を加える。

十 水道法昭和三十一年法律第七十七号（第三条第八項に規定する水道施設の消毒設備その他の設備、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水道の消化設備その他の設備若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設（同項に規定するごみ処理施設にあつては、一日当たりの処理能力が十トン以上のものに限る。）の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。）又は非破壊検査用の機器の運転、点検若しくは整備の業務

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。
（法第三十五条の三第一項の政令で定める業務等）
第四条 法第三十五条の三第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。第十七号及び第十八号において同じ。）の設計、作成若しくは保守の業務

二 機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む。以下この号及び第十八号において「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務

三 電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器（第十七号において「事務用機器」という。）の操作の業務

四 通訳、翻訳又は速記の業務
五 法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務
六 文書、磁気テープ等のファイリング（能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従つてする文書、磁気テープ等の整理（保管を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る分類の作成又はファイリング（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）の業務

七 新商品の開発、販売計画の作成に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務
八 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他の財務の処理の業務

九 外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成（港湾運送事業法第二条第一項第一号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法（昭和四十二年法律第二十二号）第二条第一号に規定する通関業務として行われる同号に規定する通関書類の作成を除く。）の業務

十 電子計算機、自動車その他のその用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

十一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。若しくは同法第四条第一項第四号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、旅程管理業務等に付随して行う